

資料提供	
年月日	令和6年3月29日
課名	監査委員事務局
担当者	岡本
内線	5114、5125
直通電話	082-513-5125

住民監査請求の監査の開始について

広島県監査委員に対して請求があった住民監査請求1件について、令和6年3月21日に監査を開始することとした。

1 住民監査請求の概要

(1) 請求人

広島県民

(2) 請求年月日及び請求の趣旨

請求年月日	請求の主旨	請求の主な理由
令和6年3月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年1月26日に行われた「ホロコースト犠牲者を想起する国際デー」追悼記念式典への職員出席に県費から交通費等を支出するのは違法かつ不当であるため、知事は式典に費消した県費を県に返還せよ。 ・今後政治的中立に欠けた記念式典に参加することをやめるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホロコーストはヨーロッパの問題であって、我が国は全く関係ない。 ・敗戦国の虐殺は非難するが、戦勝国の虐殺に何も言わないのは、「平等原則」違反であり違法かつ不当である。 ・記念式典出席に県費を費消するのは、ナチス思想を持つ一部の県民の思想信条の自由を侵害するもので違憲である。 ・ユダヤ人がパレスチナ人の虐殺を行っている時期に記念式典を実施するのは、ユダヤ人によるパレスチナ人へのジェノサイドを隠ぺいするものであり、行政の政治的中立性を侵すものである。

2 今後の日程等

(1) 監査委員は、地方自治法の規定に基づき、執行機関に対して監査を行う。また、監査請求人が希望する場合は、陳述の聴取を行う。

(2) 法定処理期限

令和6年5月14日（火）